

第3期 神栖市障がい者プラン 【概要版】

<令和6～8年度>

第7期 障害者計画

第7期 障害福祉計画

第3期 障害児福祉計画



カミスココくん ©神栖市

令和6年3月現在
神栖市

計画の策定にあたって

策定の背景

本市では、令和3年度からの「第6期障害者計画」「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」を一体的にまとめた「神栖市障がい者プラン」が令和5年度に計画終了年度を迎えることから、本計画を策定します。

計画の法的位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく市の「障害者計画」として、障がい者施策推進にあたっての基本理念・基本目標・基本施策等の方向性を示すものです。

また、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」は地域支援体制を構築するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図ることを目指す計画です。

計画の期間

本計画は令和6年度から令和8年度までの3年間の計画となります。

毎年度、計画の進捗を把握するとともに、計画期間中に見直しが必要な場合は適宜見直しを行うこととします。

計画の対象

本計画は、障害者基本法の理念に基づき、保健、医療、福祉、教育等の対人サービスについては身体障がい（児）者、知的障がい（児）者・精神障がい者のほか、難病患者、発達障害、高次脳機能障害等で支援が必要な方を含めて計画の対象とします。

計画の推進にあたって

本計画を効果的、総合的に進めていくため、保健、医療、福祉分野をはじめ、人権、産業・就労、教育、交通・住宅など関係各課との連携の強化を図り、組織横断的な支援体制を構築していきます。

また、障害福祉サービスを円滑に実施するため、様々な広報媒体を通して市民への広報・情報提供の推進に努めます。

計画の進行管理と評価

設定した数値目標をもとに障がい福祉計画の達成状況について、神栖市地域自立支援協議会において評価を行います。これら評価は、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業のサービスの利用状況や基盤整備状況についても行います。

また、計画期間中に障がい福祉施策に係る新たな行政需要が生じる等、必要な場合は、「PDCA サイクル」に沿って計画の見直しを行います。

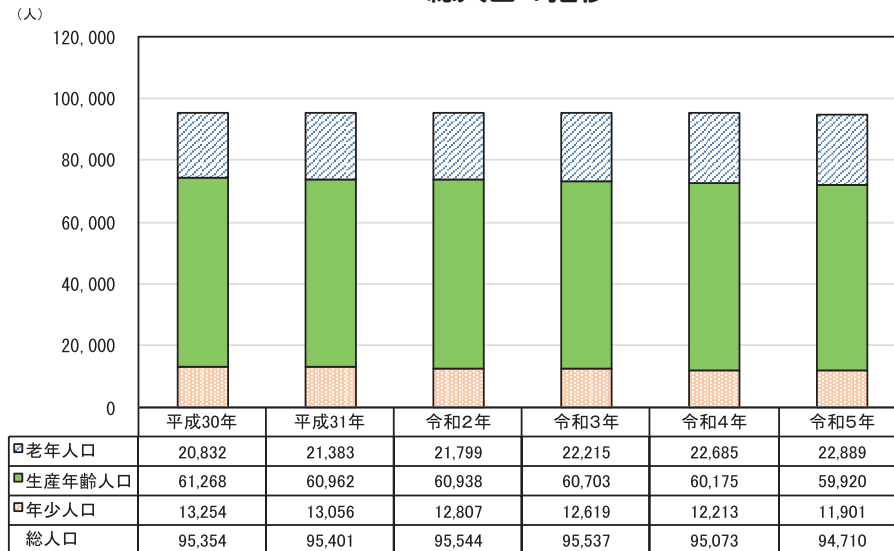


障がいのある人を取り巻く状況等

総人口の推移

総人口は、令和2年まで増加していましたが、その後減少しており、令和5年は94,710人となっています。

＜総人口の推移＞



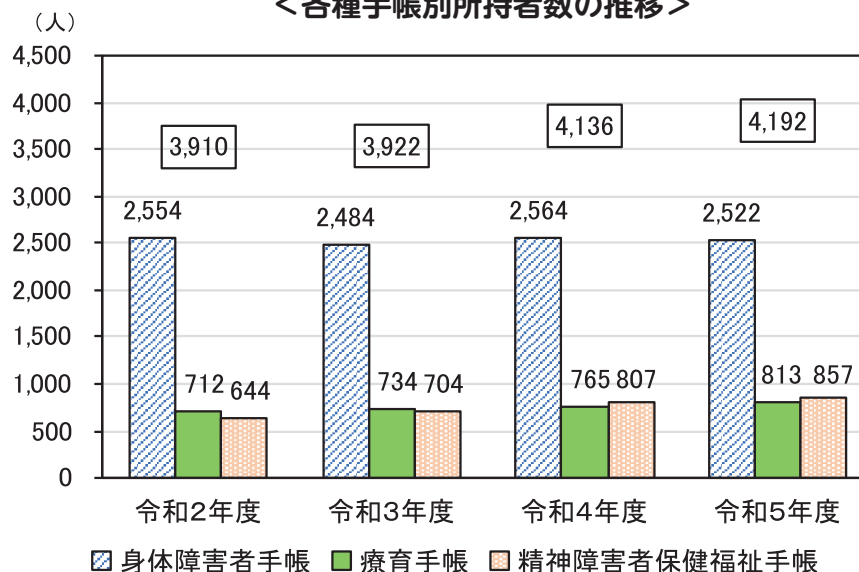
資料：住民基本台帳、各年1月1日現在

障害者手帳所持状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和2年度は3,910人でしたが、令和5年度は282人増加し、4,192人となっています。

手帳の種類別では、各年度で身体障害者手帳が多くを占めており、令和5年度では身体障害者手帳が2,522人、療育手帳が813人、精神障害者保健福祉手帳が857人となっています。

＜各種手帳別所持者数の推移＞



資料：障がい福祉課、各年度4月1日現在

重点課題

- 重点課題 1 相談支援体制の強化
- 重点課題 2 社会参加促進のための支援施策の推進
- 重点課題 3 障がい児の支援体制の充実
- 重点課題 4 障がいのある人の就労促進
- 重点課題 5 障がいのある人の防災対策の推進

基本理念

「地域で支え合いながら自立して暮らせる人にやさしい共生社会の実現」を基本理念とし、各種施策を推進します。この基本理念は、本市の福祉施策の基本目標を踏まえたものであり、また、国の基本指針にある地域共生社会の実現と、障がい者の社会参加を制約している社会的な障壁を取り除くことにも通ずる内容となっています。

<基本理念>

地域で支え合いながら自立して暮らせる
人にやさしい共生社会の実現



障害者計画の基本目標

障がい者が自らの能力を発揮して社会参加が進むように、障がい者を取り巻くあらゆる場面において差別撤廃と合理的配慮を基本に、自立と社会参加を促進し、それを制約する様々な障壁を取り除いていくように努めます。

基本目標1 人に地域にやさしい環境づくり 【啓発・広報・生活環境】

誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送れるよう、「ノーマライゼーション」を基本に、差別解消と合理的配慮など障がいと障がい者への正しい理解を深めるための啓発、福祉活動への参加を推進・促進します。あわせて、市民が互いに支え合う意識を高め、地域活動やボランティア活動へ参画が進むよう、ボランティア及びボランティア団体の育成や活動を支援します。

障がいのある人をはじめ誰もが安心して快適な生活を送れるよう、人にやさしい地域づくりを進めます。障がいの特性に配慮し、ユニバーサルデザインの視点から生活環境の向上に努め、地域の安全・安心活動を推進します。

基本目標2 地域でともに支え合う体制の整備 【相談支援・生活支援】

障がいのある人本人の意思を尊重して適切な助言や支援を行うことができるように、また必要な情報が取得できるように、相談支援と情報提供、コミュニケーション支援などの支援体制の充実を図ります。

基本目標3 自立した生活の支援 【福祉サービス・生活支援】

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、生活支援サービス・事業を推進します。このため、障害福祉サービス事業所などの育成、人材確保などサービス提供体制の確保を図ります。

基本目標4 個性を伸ばす育成・教育の推進 【療育・保育・教育】

障がいのある子どもが地域の中で共に育ち、暮らせるように、成長段階に寄り添い支援する体制づくりに向け、障がいの特徴や状況、成長段階に応じた相談体制、療育・保育・教育体制の充実を図ります。

基本目標5 就労と社会参加が進む環境づくり 【就労・社会参加】

障がいのある人が意欲と能力を発揮でき、地域で働ける場・機会を増やすため、多様な主体が連携を図りながら、一般雇用、福祉的就労も含めて就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。

障がいの種別を超えた様々な人との交流、学習活動、地域活動への障がいのある人の参加を促進するとともに、参加を支援する取組を推進します。

施策体系

基本理念

基本目標

施策の方向

地域で支え合いながら自立して暮らせる 人にやさしい共生社会の実現

基本目標 1

人に地域にやさしい環境づくり
【啓発・広報・生活環境】

(1) 啓発、広報活動の推進

(2) 権利擁護支援の推進

(3) 生活環境の整備

(4) 防犯・防災体制の整備

基本目標 2

地域でともに支え合う体制の整備
【相談支援・生活支援】

(1) 相談支援体制の充実

(2) 情報提供と意思疎通支援の充実

(3) 経済的自立の支援

基本目標 3

自立した生活の支援
【福祉サービス・生活支援】

(1) 障害福祉サービスの推進

(2) 地域生活支援の推進

(3) 心身の健康づくり支援の推進

基本目標 4

個性を伸ばす育成・教育の推進
【療育・保育・教育】

(1) 療育・保育体制の充実

(2) 教育の推進

基本目標 5

就労と社会参加が進む環境づくり
【就労・社会参加】

(1) 就労支援の推進

(2) スポーツ・レクリエーション・
生涯学習活動の促進

(3) 外出支援の推進



障害（児）福祉計画の成果目標とサービス等

令和8年度までの成果目標、活動指標等

■地域生活支援の充実

項 目	目 標
地域生活支援拠点等の整備	有
強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握の実施	有
強度行動障害を有する障害者に係る支援体制の整備	有

■障害児支援の提供体制の整備等

項 目	目 標
児童発達支援センターの設置	有
保育所等訪問支援の設置	有
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の整備	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	有
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	有
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	有

■相談支援体制の充実・強化等

項 目	目 標
基幹相談支援センターの設置	有
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	有
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保	有

■地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項 目	目 標
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所
コーディネーターの配置人数	3人
検証及び検討の回数	1回

■医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

項 目	目 標
コーディネーターの配置人数	3人

■発達障害者に対する支援

項 目	目 標
ピアサポートの活動への参加人数	2人

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	目 標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	15人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回

■相談支援体制の充実・強化のための取組

項 目		目標
基幹相談支援センターの設置		1 箇所
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	4 件
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	4 件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4 回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	4 回
	主任相談支援専門員の配置数	1 人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	1 回
	参加事業者・機関数	4 団体
	協議会の専門部会の設置数	3 部会
	協議会の専門部会の実施回数	2 回



障害福祉サービス等の見込み量

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプサービス）	利用者数	207 人	232 人	261 人
		利用量	4,202 時間	4,710 時間	5,298 時間
	重度訪問介護	利用者数	1 人	1 人	1 人
		利用量	20 時間	20 時間	20 時間
	同行援護	利用者数	15 人	15 人	15 人
		利用量	213 時間	213 時間	213 時間
	行動援護	利用者数	5 人	5 人	5 人
		利用量	80 時間	80 時間	80 時間
	重度障害者等包括支援	利用者数	1 人	1 人	1 人
利用量		12 時間	12 時間	12 時間	
(2) 日中活動系サービス	生活介護	利用者数	208 人	211 人	214 人
		利用量	3,900 人日	4,010 人日	4,123 人日
	自立訓練（機能訓練）	利用者数	2 人	2 人	2 人
		利用量	20 人日	20 人日	20 人日
	自立訓練（生活訓練）	利用者数	7 人 (内、精神障がい者1人)	9 人 (1 人)	13 人 (1 人)
		利用量	87 人日 (内、精神障がい者16人日)	95 人日 (16 人日)	103 人日 (16 人日)
	就労選択支援	利用者数	-	3 人	3 人
		利用量	-	60 人日	60 人日
	就労移行支援	利用者数	20 人	20 人	20 人
		利用量	236 人日	236 人日	236 人日
	就労継続支援 A 型（雇用型）	利用者数	111 人	130 人	153 人
		利用量	1,587 人日	1,859 人日	2,188 人日
	就労継続支援 B 型（非雇用型）	利用者数	254 人	266 人	278 人
		利用量	3,988 人日	4,176 人日	4,365 人日
	就労定着支援	利用者数	14 人	19 人	25 人
		療養介護	利用者数	5 人	5 人
		利用量	150 人日	150 人日	150 人日
		短期入所（福祉型）	利用者数	45 人	47 人
	利用量		158 人日	165 人日	175 人日
		短期入所（医療型）	利用者数	6 人	7 人
利用量			12 人日	14 人日	16 人日
(3) 居住支援・施設系サービス	自立生活援助	利用者数	1 人	1 人	1 人
	共同生活援助（グループホーム）	利用者数	130 人	140 人	152 人
		施設入所支援	利用者数	83 人	81 人
(4) 指定相談サービス	計画相談支援	利用者数	680 人	715 人	751 人
	地域移行支援	利用者数	1 人	1 人	1 人
	地域定着支援	利用者数	1 人	1 人	1 人
(5) 障害児通所支援	児童発達支援	利用者数	213 人	238 人	263 人
		利用量	852 人日	952 人日	1,052 人日
	放課後等デイサービス	利用者数	270 人	295 人	320 人
		利用量	3,402 人日	3,717 人日	4,032 人日
	保育所等訪問支援	利用者数	1 人	1 人	1 人
		利用量	1 人日	2 人日	4 人日
	居宅訪問型児童発達支援	利用者数	1 人	1 人	1 人
利用量		1 人日	2 人日	4 人日	
(6) 障害児相談支援		利用者数	420 人	457 人	498 人
(7) 地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業、自動車運転免許取得・改造費助成事業、点字・声の広報等発行事業				